

再生可能エネルギー及び省エネルギー機器等 導入助成のご案内【町会・自治会用】



北区では、地球温暖化対策の一環として、温室効果ガスの排出を削減するために、区内の町会・自治会を対象に、再生可能エネルギー及び省エネルギー機器を導入する際の費用の一部を予算の範囲内で助成しております。

助成対象者

- (1) 申請者が町会等（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 に規定する東京都北区長の認可を受けた団体をいう。以下同じ。）であること。
- (2) 町会等が自ら所有し、又は所有することとなる会館等（集会施設を有する事務室等を含む。）に自ら使用する目的で機器等を購入し、設置又は施工すること。
- (3) 法人住民税を滞納していないこと。
- (4) 導入しようとする機器等が、未使用のものであること。
- (5) 同一年度内にこの助成制度に基づく同じ種類の機器等に対して助成を受けていないこと。
- (6) 導入しようとする機器等について、区の助成を受けていないこと。
- (7) 建築物の販売、貸付け等による利益を目的としていないこと。
- (8) **令和 9 年 2 月 26 日（金）**まで（必着）に交付申請を提出し、かつ、**令和 9 年 3 月 15 日（月）**まで（必着）に**工事完了報告書**を提出できること。

対象者は、以上の要件をすべて備えた方です。

注意事項

- ※ **申請者ご本人が本助成金の要件等を理解した上で申請してください。**
- ※ **偽り若しくは不正の手段により助成金の交付を受けた場合は、助成金の交付を取り消し、既に交付した助成金を返還していただきます。**
- ※ **助成金は予定金額に達した段階で受付終了となります。**
予算の残りが少なくなりましたら、ホームページでお知らせいたします。
- ※ **町会・自治会用での申込をご検討されている方は、見積書と対象機器等のパンフレットを持参のうえ、事前に環境政策課窓口までご相談ください。**
- ※ **町会等での活動場所における使用が要件であるため、町会等の活動場所以外への設置は助成対象外となります。**
- ※ **必ず**工事着工前（原則として 7 開庁日以上前）**に交付申請を行ってください。着工後は受付できません。**
工事予定がある方は事前にお問い合わせください。
- ※ **このパンフレットに記載している書類の他に、別途書類を求める場合があります。**
- ※ 助成対象機器の設置にあたっては、騒音・日照等の影響を含めよく検討してください。
執拗に契約を急かせる業者には注意をし、複数の業者から見積もりをとることをお勧めします。

お問い合わせ

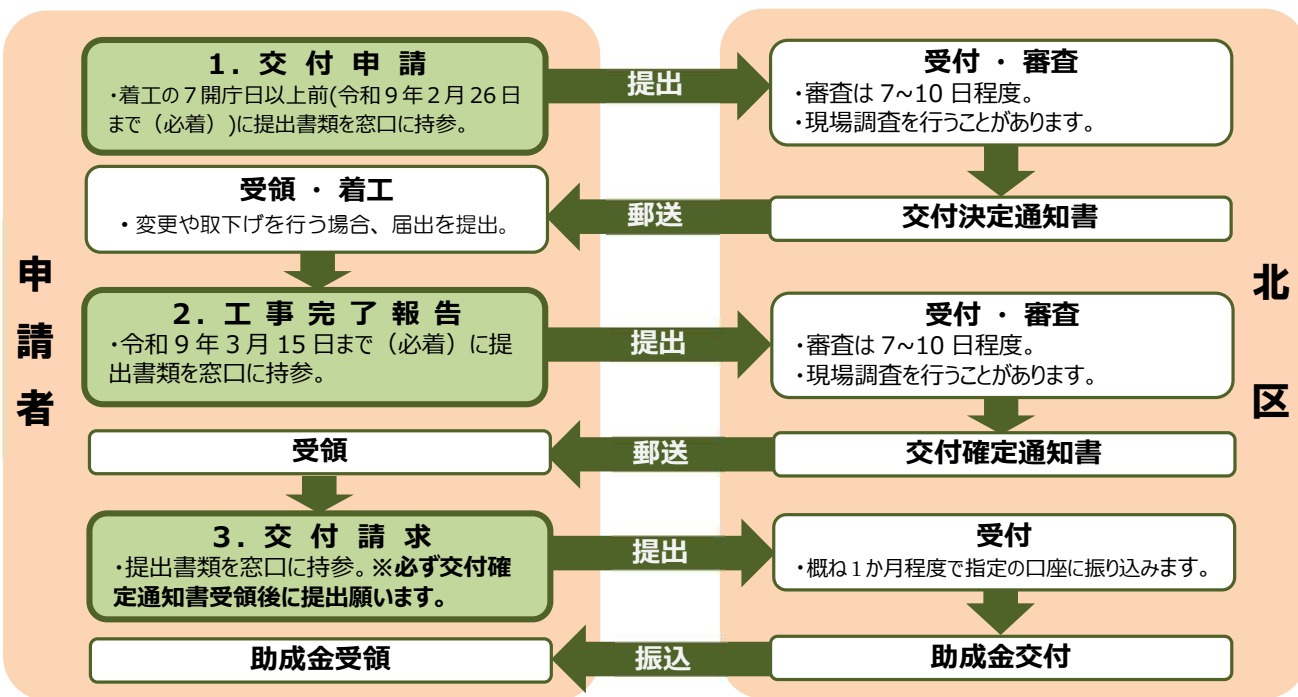
北区環境部 環境政策課 環境政策係
TEL : 03-3908-8603（直通） FAX : 03-3906-8474
〒114-0002 東京都北区王子 1-12-4 TIC 王子ビル 2 階

※書類は直接窓口までお持ちください。

開庁時間：平日 午前 8 時半から午後 5 時まで

このパンフレットに記載されている助成対象機器等の他にも助成金を使用できる場合があります。詳しくは【一般用】をご覧ください。

手続きの流れ



1. 交付申請

次の書類を**工事着工前**に直接窓口までお持ちください。

①～⑤ (必須書類) + ⑥～⑧ (申請内容によって必要となる書類)

- ① 再生可能エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成金交付申請書 (第1号様式) **HP**
- ② 見積書の写し (機器等の設置又は施工の内訳がわかるもの)
 - ◇機器の品番を記載してください。
 - ◇「工事費一式」ではなく、工事費用の内訳が分かるように記載をしてください。
- ③ パンフレット等 (機器等の形状及び規格等の助成要件(P.4)を満たすことがわかるもの)
 - ◇LED照明器具は**実際に設置する器具とランプを組み合わせた際の全光束**が必要です。
機器の製造元が指定する推奨ランプ以外と組み合わせる場合は、ご注意ください。
- ④ 図面及び住宅地図 (施工区域等及び施工場所のわかるもの)
 - ◇太陽光発電システムはモジュールの配置図。
 - ◇建物を上から見た平面図で、どの機器をどこに設置するのかわかるものをご提出ください。
 - ◇LED照明器具は、見積書・図面・写真に対応させた番号を振るなどして、どの型番のものをどこに設置予定なのか分かるようにしてください。
- ⑤ 写真 (機器等の設置予定場所又は施工前の様子がわかるもの)
 - ◇撮影日のわかる写真 (おおむね1か月以内撮影のもの) を提出してください。
 - ◇設置場所が複数の場合は、**設置予定箇所すべての写真**を、図面と1対1で対応するように提出ください。
交換前後が明瞭にわかるように、施工前と施行後で**同じアングルで撮影し、器具が鮮明に写っているもの**を提出してください。
- ⑥ 【他の機関の助成金等の申請を行う場合】 他の助成金等申請状況申出書 **HP**
 - ◇他の機関の助成金を併用する場合、機器等への助成金の合計金額は、助成対象経費の合計金額を超えることはできません。
- ⑦ 【太陽光発電を設置する場合】 設置する建物全体の単線結線図
 - ◇町会等の活動場所においてのみ太陽光発電を使用することがわかる、建物全体の単線結線図を提出してください。



⑧ 助成対象機器であることを証明するもの

◇太陽光発電システム

- 【一般財団法人電気安全環境研究所(JET)による太陽電池モジュール認証を受けたものの場合】
「JETPvm 認証 (モジュール認証) 登録リスト」掲載箇所を印刷したもの
- 【上記認証機種に準じた性能を持つものとして申請する場合】
性能及び安全の試験規格が JETPvm 認証と同等であることを証明する書類(外国語表記の場合は邦文訳もあわせて提出すること)
証明書が複数枚となる場合、証明書相互の番号や日付に矛盾が無いが確認してください。

◇エアコンディショナー・LED誘導灯器具

- 東京都中小企業者向け導入推奨機器「導入推奨機器検索」掲載箇所を印刷したもの
- 上記結果に記載のない指定基準を満たす機器を申請する場合は、その根拠資料

◇LED照明器具

- ③パンフレット等にて全光束及び固有エネルギー消費効率が確認できる場合は不要
- ただし、メーカー推奨の組み合わせ以外を設置する場合は、設置する器具とランプを組み合わせた際の上記データを示す根拠資料

※ 上記書類の他に別途書類を求める場合があります。

2. 工事完了報告

工事が終わりましたら、**令和9年3月15日(月)までに、**
次の書類を窓口まで提出してください。

- ① 再生可能エネルギー及び省エネルギー機器等導入工事完了報告書 (第8号様式) **HP**
- ② 契約書の写し (無い場合は契約金額・施工日等が分かるものの写し)
- ③ 領収書の写し (機器等の設置又は施工等に係るもの)
◇申請者名義のものを提出してください。
- ④ 写真 (機器等の設置又は施工完了後の様子がわかるもの)
◇撮影日のわかる写真を提出してください。
◇設置場所が複数ある場合は、**設置箇所すべての写真**をご提出ください。
交換前後が明瞭にわかるように、施工前と施行後で**同じアングルで撮影**し、器具が**鮮明に写っているもの**を提出してください。
- ⑤ 助成金交付にかかわる申出書又は納税証明書 (コピー不可)
【町会等が課税対象でない場合】
助成金交付にかかわる申出書 **HP**
上記に必要事項を記載し、提出してください。
【町会等が課税対象である場合】
収益事業をしている場合は課税対象となる場合がありますので、その際は**法人住民税**を滞納していないことを証明するものを提出してください。
◇**課税証明書**では受付出来ません。
◇**未納額**があるものは受付できません。

次の書類を窓口まで提出してください。

必ず交付確定通知書を受領してから、書類を作成してください。

3. 交付請求

- ① 再生可能エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成金交付請求書 (第11号様式) **HP**
- ② 口座振替依頼書 **HP**
◇申請者名義のものを提出してください。

HP マークがついている様式は、北区ホームページよりダウンロードいただけます

<https://www.city.kita.lg.jp/dev-environment/environment/1010099/1010102.html>

助成対象機器【町会・自治会用】

以下に記載されている助成対象機器等の他についても助成金を使用できる場合があります。詳しくは【一般用】をご覧ください。

対象機器等の要件	助成金額								
<p>太陽光発電システム</p> <p>事業用途にのみ使用する太陽光発電システムであって、以下の2つの条件を満たすもの。</p> <p>①一般財団法人電気安全環境研究所による太陽電池モジュール認証を受けたもの、又はそれに準じた性能を持つと区が認めるもの。</p> <p>②太陽電池の公称最大出力またはパワーコンディショナの定格出力が10kW未満であること。</p>	<p>助成対象経費の50% (限度額100万円)</p>								
<p>エアコンディショナー</p> <p>事業用途にのみ使用するエアコンディショナーであって、都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱(平成21年3月10日付20環都計第529号)第2の指定基準を満たすものであること。</p>	<p>助成対象経費の50% (限度額100万円)</p>								
<p>LED照明器具・LED誘導灯器具</p> <p>事業用途にのみ使用するLED照明器具・LED誘導灯器具であり、次の要件を満たすものであること。</p> <p>【LED照明器具】</p> <p>①照明用白色LEDを用いた、つり下げ形、じか付け形、埋め込み形又は壁付け形として使用する器具であること(卓上スタンドその他のコンセント設備を使用する器具及び非常用照明器具を除くものとする)。</p> <p>②固有エネルギー消費効率が全光束ごとに右表の基準値以上であること。</p> <table border="1" data-bbox="684 1238 1083 1458"> <thead> <tr> <th>全光束</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>600lm未満</td> <td>全て対象</td> </tr> <tr> <td>600lm以上 2200lm未満</td> <td>30lm/W</td> </tr> <tr> <td>2200lm以上</td> <td>60lm/W</td> </tr> </tbody> </table> <p>③定格寿命が3万時間以上であること。</p> <p>【LED誘導灯器具】</p> <p>都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱第2の指定を満たすものであること。</p>	全光束	基準値	600lm未満	全て対象	600lm以上 2200lm未満	30lm/W	2200lm以上	60lm/W	<p>※LED機器への助成金は令和8年度で終了します。</p> <p>助成対象経費の50% (限度額100万円)</p>
全光束	基準値								
600lm未満	全て対象								
600lm以上 2200lm未満	30lm/W								
2200lm以上	60lm/W								

※「町会等」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2に規定する東京都北区長の認可を受けた団体をいいます。

※「助成対象経費」とは、機器本体、部材及び架台の購入、取付け工事並びに施工に関する費用を指し、消費税は除外します。

※助成金額の1,000円未満の端数は切り捨てとなります。

※助成対象機器となる**エアコンディショナー**、**LED誘導灯器具**は、「東京都産業労働局 中小企業者向け 導入推奨機器トップページ」サイト内の導入推奨機器検索から検索できます。

<https://www.donyu-suisho.metro.tokyo.lg.jp>

(R8.4)